

**日・フィリピン経済連携協定
合同調整チーム
報告
(2003年12月)**

(仮訳)

概要

第1章 背景

第2章 概観

第3章 経済効果分析

第4章 協議概要

1. 物品の貿易
2. 原産地規則
3. 税関手続
4. 貿易取引文書の電子化
5. 相互承認及び基準認証
6. サービスの貿易
7. 投資
8. 自然人の移動
9. 知的財産権
10. 政府調達
11. 競争政策
12. 金融サービス協力
13. 情報通信技術
14. エネルギー
15. 科学技術
16. 人材育成
17. 貿易投資促進
18. 中小企業協力
19. 放送
20. 観光
21. 紛争の回避及び処理
22. ビジネス環境整備

添付書類：日・フィリピン間の貿易統計

第1章 背景

- (1) 小泉総理は、2002年1月にフィリピン共和国及びその他のASEAN4カ国を歴訪した際、「日・ASEAN包括的経済連携構想」を提案し、グロリア・マカパガル・アロヨ大統領はこれを全面的に支持した。
- (2) その結果、2002年4月にヤンゴンにて開催された日・ASEANフォーラムにおいて、日本及びASEAN諸国の次官級の代表者は、日・ASEAN間の包括的経済連携を推進するための手段を協議し、日本及びASEAN全体の連携のための可能な分野及び枠組みを検討する一方、二国間の枠組みで経済連携を追求することを決定した。
- (3) その後、2002年5月のグロリア・マカパガル・アロヨ大統領の訪日の際、大統領は小泉総理に対し、フィリピンと日本の間で経済連携協定を創設する可能性を研究するための作業部会の設立を提案した。
- (4) 続いて、2002年6月、マヌエル・ロハス貿易産業長官が、手続きを実施するため平沼経済産業大臣に対し書簡を送り、右手続きにより日フィリピン経済連携協定(以下JPEPAとする)を推進する可能性に関する日フィリピン間の二国間協議が開始された。
- (5) 二国間協議を進めるためのモダリティーを議論するための両国間の最初の非公式協議は、2002年8月に東京で開催され、作業部会の設立及び同作業部会の委任事項(TOR)を決定した。日本及びフィリピンの関係政府機関の代表者から構成されるJPEPAのWGは、自由貿易協定(以下FTAとする)作成の可能性を含む、互恵的な両国間の二国間経済連携の可能な内容及び範囲を研究するため2002年10月に開催された。最初の計画は、日シンガポール新時代経済連携協定(以下JSEPAとする)のモデルを採用する可能性の評価、特にフィリピンと日本の特別な経済関係に適合させるために修正されなければならない条項の検討であった。作業部会はまた、異なった分野におけるそれぞれのセンシティブティティーは適切に対処されるべきであることを確保しつつ、物品及びサービスの貿易、投資、自然人の移動の分野での譲許について検討を行った。作業部会は、JPEPAの参考としてJSEPAのほとんどの章の検討を行った。WGは、提案されたJPEPAに含まれる全ての分野が、両国に短期的及び長期的な利益をもたらすべきであると言及した。
- (6) JPEPAの作業部会は、2002年10月以来5回開催され、そのうち4回はマニラで、1回は東京で開催された。2003年7月8、9日に開催された第5回の作業部会は、議

論の次の段階に進む両国の準備ができていることを指摘した。

- (7) 両首脳は、アロヨ大統領の訪日中の2003年6月に東京で会し、作業部会の進展を認識した。両首脳は、JPEPAに関する協議を行う、学会及び私企業からの参加者を拡大した次の段階に移ることで意見が一致した。さらに、2003年4月の作業部会で合意されたとおり、フィリピン及び日本は、JPEPAの持続する影響を評価するための独立した研究に着手した。JPEPAのための合同調整チームの第1回会合は、2003年9月26、27日に、第2回会合は2003年11月13、14日に開催され、両国のセンシビティを含む様々な分野における意見交換が行われた。更に進んだ活動については、合同調整チームが両首脳に作業に関する簡潔な報告をした際に協議されることになっている。

第2章 概観

- (1) 特にこの10年の間に地域的経済統合が世界経済情勢の支配的な特徴になった。EUは加盟国が15カ国から25カ国に増加し、地中海、アフリカおよび中東の諸国との自由貿易ネットワークを着実に拡大してきている。北米自由貿易協定 (NAFTA) 加盟国は、34カ国のラテンアメリカ諸国を組み入れながら、米州諸国との自由貿易圏を構築しようと試みている。同じような傾向は、ほぼ世界中で顕著である。
- (2) 東アジアにおいても、このような傾向は近年表面化してきている。JSEPAが締結され、昨年11月30日に発行した。ASEAN自由貿易地域(AFTA)も本年関税率引き下げが実施されている。中国とASEANは自由貿易協定の設立に向けて枠組み合意に至った。2002年における包括的経済連携に関する日本とASEANの首脳による共同宣言に従って、日本とASEANは、昨10月の日ASEAN首脳会議において包括的経済連携の枠組みに署名した。
- (3) これら地域的枠組みに沿って、日本とフィリピンは経済連携協定を締結することに現在真剣に努力している。シンガポールとの最初の経済連携協定署名の後、日本は現在メキシコと交渉しており、今年中の韓国との政府間交渉開始を決定し、タイ、マレーシアおよびインドネシアとの経済連携協定の可能性についても議論している。
- (4) 日本とフィリピンは、既に建設的かつ友好的な関係、かつ強力な二国間貿易投資関係を築いてきている。
- 二国間貿易は過去数十年の間に大幅に拡大してきた。2002年の日本国財務省

貿易統計によれば、同年の日フィリピン貿易は、1.87兆円に及んだ。フィリピンにとって日本は2番目の貿易相手国であり、日本にとってフィリピンは14番目に大きい貿易相手国である。貿易統計では、2002年において、フィリピンから日本への輸出の86%は鉱工業品であり、残りの14%は農林水産品である。日本からフィリピンへのほぼ全ての輸出品は鉱工業品であり、農林水産品は目下全体の0.31%にすぎない。

フィリピンにとって、日本は最大の投資国である。フィリピン投資委員会によれば、2002年において日本からフィリピンへの投資は17億5380万ペソ、すなわちフィリピンにおける全ての外国投資のうち37.03%に上る。他方、フィリピンから日本への投資は、他の主要な投資と比べると大規模ではない。

- (5)日本とフィリピンとの経済連携は、二国間経済協力の重要性を認識している。日本のフィリピンに対する政府開発援助(ODA)は2002年417.6億円に上り、1968年以来の対フィリピン援助総額は2.58兆円に上る。このODAを通して、日本政府は毎年、農業、保健医療、環境、教育、ICTなど多様な分野における数百人もの専門家を派遣したり研修生を受け入れたりしてきている。

民間においても、例えば日本商工会議所が貿易や産業に関するミッションを派遣して意見交換を行ってきており、また全国農業協同組合中央会も、1963年以来、数百人もの農業協同組合指導者に対する研修を行ってきている。

JPEPAは、両国のより良い未来のための単なるFTAに止まらずより包括的な経済連携関係を構築するために、このような広範囲に及ぶ関連分野の協力を一層強化し深化させることをねらいとしている。

第3章 経済効果分析

- (1)フィリピン側は、独立した調査委員会を組織し、日比経済連携協定(JPEPA)の経済効果分析を行った。同分析は、JPEPAが全体としてフィリピン経済及び貧困削減に対しプラスの効果を与えるが、その効果は分野ごとに異なると結論付けた。また、同分析は、JPEPAの利益を最大化するため、二国間における相互承認、自然人の移動の促進並びに様々な協力プログラムを含む政策の調整の必要性を指摘した。日本側は、JPEPAのマクロ経済に与える効果の分析を行った。
- (2)川崎(*1)によれば、JPEPAは、長期的には日本のGDPを0.01~0.03%引き上げ、フィリピンのGDPを1.73~3.03%引き上げるとしている。また、浦田及び清田は、別途検討を行い(*2)、JPEPAの経済効果をそれぞれ試算したところ、JPEPAは、フィリピンのGDP成長率を年間0.04%加速化しプラスの影響を与えるが、日本の成長率については、

極めて限られたものであると結論付けている。

- (* 1) 川崎研一(2003)、「アジアにおける自由貿易協定の効果」(経済産業研究所ディスカッションペーパー、03-E-018)
- (* 2) 浦田秀二郎、清田耕造(2003)、「日比二国間経済連携の経済効果の予測」(経済産業省及びフィリピン経済開発研究所による JPEPA 経済効果分析合同会議への提出)

第4章 協議概要

以下は5回の作業部会及び2回の合同調整チームにおける協議の概要である。合同調整チームの重要な結果の一つは、合同調整チームのメンバーとしての民間セクターの参加及び発表を通じた、合同調整チームによる両国の農業及び漁業のセンシティブティの認識であった。

1. 物品の貿易

- a. 作業部会及び合同調整チームは、関税の削減及び撤廃が日・フィリピン経済連携強化にとって重要であり、従って、GATT 24条に完全に整合的な自由貿易協定を含む JPEPA にとって必要であることを強調した。作業部会及び合同調整チームは、両国が互いに重要な貿易相手国であることを再確認した。
- b. 作業部会及び合同調整チームは、二国間の貿易統計を交換し、日本とフィリピンの経済が相互補完関係を有していることに注目した。市場アクセスが JPEPA の一部を構成することを認識する一方で、作業部会及び合同調整チームは、将来的に行われる交渉では、両国の特定の貿易品目のセンシティブティに配慮する必要性を考慮した。
- c. 日本側は、多面的機能の見地から、農業及び水産業における関税撤廃の困難性に言及した。日本側は、フィリピン側が認識しているよりも、依然として多くのセンシティブ農水産物品が存在していることを強調した。この例として、日本の代表は、フィリピンから日本への農水産物の輸入の太宗を占めているバナナとパイナップルのような物品について、状況とセンシティブさを説明した。

フィリピン側は、これらの品目について更なる説明を要求した。

日本の農業及び水産分野の代表は、EPA は関税撤廃のみに焦点を当てるべきでないことを繰り返し、以下の諸点を提起した。

- i. JPEPA は、両国の農業・水産分野に利益をもたらすものであるべき

- ii. JPEPAは、農業・水産分野のセンシティブさと多面的機能を考慮すべき。日本の農業及び水産分野の代表は、特に、アジア・モンスーン諸国では、貿易の自由化が、農家の荒廃、輸出の減少及び輸入の増加といった不均衡をもたらすという認識があることに言及した。農民は、また、地域内の農家が主に小規模であり、依然として国際市場における競争力を有しないことから、貿易自由化の恩恵を受けることができないであろう。このように、農業分野の構造改革の努力を続けながら、食料安全保障及び一旦崩壊すると簡単には回復できない農業の多面的機能を考慮することは、必要かつ重要である。
- iii. 魚を関税撤廃から除外するという要望に加え、水産部門の代表は、JPEPAは、大西洋及びその近隣海域のマグロやその近縁種の国際大西洋マグロ保護委員会 (ICCAT) のような国際機関の支援を受けて資源管理・保護に配慮すべきであることを述べた。
- iv. JPEPAは、包括的なものであるべきであって、相互利益と共存の原則に基づいて、関税削減と両国の農水産分野における協力との間でバランスをとるべきである。

d. 日本側は皮革、皮革製品および履物は日本にとって極めて機微な品目であると言及した。

e. セーフガード措置は、一般に、WTO協定の規則に従ってすべての国々に無差別に適用される多国間セーフガード措置と、FTAに基づきFTAの締約国にのみ適用される二国間セーフガード措置に分類される。作業部会及び合同調整チームは、相手国からの輸入が市場に重大な損害を与える程度まで増加した場合に対応するため、二国間セーフガード制度を日フィリピンEPAに設ける必要があるかどうかを検討した。

f. 日本側は、二国間セーフガード措置により、関税のさらなる引き下げを停止すること、または最恵国待遇 (MFN) 実行税率まで関税の引き上げを行うことに特筆した。

g. 緊急措置に関して、フィリピン側は、もし緊急措置が発動される際には、他のバランス回復措置を日本が受け入れるような柔軟性を求めたいと言及した。

h. フィリピン側は、二国間セーフガード措置は、移行期間中を超えても適用され、また、セーフガード発動のための調査は、状況に応じて十分な期間を要するべきであ

ることを主張した。日本側は、セーフガード発動のための調査は、比較的短期間、すなわち1年以内に終了すべきであり、また、二国間セーフガードの具体的スキームについては、将来の交渉において検討されるべきであると主張した。

2. 原産地規則

- a. 原産地規則は、特定の物品の原産国を決定するために使用され、両国間で決定される基準である。合同調整チームは、JPEPAにおける原産地規則の下で日本及びフィリピンの原産品がJPEPAでの関税自由化による利益を享受すべきものであることに合意した。また、合同調整チームは、JPEPAにおける原産地規則は、将来議論されるASEAN諸国と日本との間の累積原産地規則に然るべく注意を払うべきと考える。
- b. 合同調整チームは3つの主な基準、すなわち、完全生産品基準、関税分類変更基準及び付加価値基準を取り上げた。合同調整チームは、特定の産品に原産資格を与えるに際し、関税分類変更基準が明確性、透明性及び予測可能性のある規則として利用できることで意見が一致した。また、合同調整チームは、完全生産品基準は主に農産物非加工品に対してより適切に用いられ得る一方、両国は基本的に、関税分類変更基準を採用し、同時に付加価値基準などの他の基準が適切であれば採用しうるものとする。品目別原産地規則は将来的に検討され、決定されるべきである。
- c. 関税分類変更基準では、関税分類上の変更が、生産に使用された材料が十分な加工・製造を経たことを示すことから、生産に使用された材料のHS関税分類番号と異なるHS関税分類番号に該当する物品は原産品とみなされる。両国は適切な桁数については、今後検討され、決定されるべきであるとする。
- d. 付加価値基準は、その国で行われた物品の加工、製造の際に加えられた付加価値を基に原産国を決定し、JPEPAの貿易自由化の利益を享受できるようにするものである。両国は、適切な付加価値割合(パーセント)は、今後検討され、決定されるべきであるとする。
- e. 合同調整チームは、以下のような、JPEPAにおける原産地規則を決定する際の重要な指針を確認した。
 - 貿易に対して不必要な障害とならないこと
 - 公平性、中立性、一貫性、かつ、十分な透明性、明確性、予測可能性をもって作成及び適用されること
 - 税関による執行が容易であり、貿易関係者にとって分かりやすいものであること

3. 税関手続

- a. 合同調整チームは、両国、とりわけ日本において電算システムの導入によって、より迅速で簡易な税関手続に向け著しい進歩があったことに留意した。日本では、通関情報処理システム（NACCS）が1978年から稼動しており、現在、90パーセント以上の輸入／輸出申告を処理している。また、貿易関係者が1回のデータ入力及び送信により輸入／輸出手続及び港湾関係手続を完了できるシングル・ウィンドウ・システムが2003年7月から導入されている。
- b. 適切な国境管理を強化しつつ貿易円滑化を推進するために、両国の税関当局は、貨物をハイリスク（適正な申告が行なわれていない可能性の高いもの）とローリスク（適正な申告が行なわれていない可能性の低いもの）に選別することにより、税関の資源をハイリスク貨物の取締りに配分できるリスク管理を実施してきた。合同調整チームは、情報交換及び税関手続の国際標準への調和化等の分野における日本とフィリピンとの協力が、両国間の貿易円滑化に資するという認識で一致した。
- c. 合同調整チームは、両国税関当局間の継続的な協力と両国の税関手続における最新の進展に関する情報交換が、税関関連の規則・規制の透明で、一貫した解釈及び適用といった産業界の関心事項への対処の一助となると考える。

4. 貿易取引文書の電子化

- a. 情報通信技術の時代が到来しているにもかかわらず、国境を越える貿易はいまだに紙ベースで行われており、貿易関係文書のやりとりは郵便と宅配便に相当頼っているのが現状である。合同調整チームは、貿易取引文書の電子的なやりとりが、書類紛失の心配やビジネス上のコストを軽減し、ひいては貿易取引の安全性と効率性を上げることになると認識した。この観点から、合同調整チームは、JPEPAの中で合意された方法を通じて、相当な利益が得られることを認識した。
- b. 両国は、貿易取引文書の電子化システムを発展させるための双方の最近の取り組みについて議論した。日本側は、貿易金融EDI(TEDI)システムや国内民間企業におけるTEDIの実利用プロセスといった貿易取引文書の電子化システムの開発について説明した。フィリピン側は、貿易取引文書の電子化に関する自国の技術を強化することに強い関心を示し、これに緊急の必要性があることを認識した。フィリピンは、貿易取引文書の電子化を最大限に利用し、最終的には両国間でシステムをリンクさせることができるよう、意義あ

る共同プログラムを要請した。

5. 相互承認及び基準認証

- a. 相互承認及び基準認証は、最も長く議論された課題のひとつである。両国は、日比経済連携協定(JPEPA)に相互承認を含めることは、両国の全体的な競争力を高め、貿易を促進し、貿易障壁を低減するために重要であるとの見解を共有した。
- b. 困難な部分は、両国の規制制度や手続きの違いによるものである。例えば、電気製品については、日本側は電気用品安全法を有し、フィリピン側は Republic Act No. 4109 を有する。
- c. 両国の専門家は、両国の電気製品の強制認証に関する相互承認の可能性について議論した。彼らは、一方の国が他方の国において指定した認証機関によって実施された適合性評価手続きの結果を当該一方の国が受け入れる制度を活用又は必要な場合には確立するとの見解を共有した。両国の専門家は、この課題に関して議論を継続するとの見解を共有した。

6. サービスの貿易

- a. 合同調整チームは、JPEPAにサービスの貿易が含まれるべきことについて一致した。
- b. 合同調整チームは以下の点を強調した
 - ・日本側は、法的枠組みはサービスの貿易に関する一般協定(以下GATSとする)に合致したものであるべき旨提示した。この観点から、日本側は、JPEPAのもとでフィリピン側がより多くの約束をするよう促した。日本側は、GATSのもとで日本は102の約束をしているのに対し、フィリピンは43である点に言及した。
 - ・フィリピン側は、GATSの規定についての認識を示した。さらに、フィリピン側は、GATSの下で認められている弾力的な適用が認められるよう求めた。
 - ・日本側のウィッシュリストについては、フィリピン側は、WTOで行われているサービス貿易の交渉で提示されたリクエストリストと基本的に同一であることを指摘し、当該リストの優先順位付けをするように求めた。フィリピン側からの優先

順位付けの要望に対応し、日本側は、優先順位を示すよう、関係省庁や機関との間の協議を促進することとした。フィリピン側は、第2回合同調整チームにおいて準備段階のウィッシュリストを提示した。

日本側は、フィリピンが外資規制を撤廃することに関心を示した。フィリピンは、そのような撤廃は憲法や特定の法律の改正を必要とする旨繰り返した。

フィリピン側は、航空運輸権をJPEPAの中に含めることを提案し、これはJPEPAの結果期待される両国間でのモノやサービスが移動する度合の増加に航空サービスが果たす重要な役割を考慮してのことであり、航空運輸権をJPEPAに含めることは既存の取り決めに補完するものであって取って代わるものではないと述べた。日本側はこの提案に反対し、運輸権はシカゴ条約等に基づく国際的な規制の枠組みに従い既存の二国間航空協定の枠組みによって規律されており、またそうされるべきであるとして、JPEPAから除外されるべきだと述べた。

7. 投資

a. 合同調整チームでは、投資の保護、促進、そして自由化の要素を規定する高いレベルの投資ルールを実現することにより、投資がJPEPAの中心部分の一つとなるべきであるということで、双方が見解を共有した。

b. 上記に関連し、双方は、特に以下の点を含む高いレベルの投資ルールを達成するために、努力を最大化する意向を明らかにした。

- . 許可段階、許可後の内国民待遇、最恵国待遇
- . 広範なパフォーマンス要求の禁止
- . ネガティブリスト方式の留保表
- . 透明性
- . 収用及び補償
- . 資金の移転
- . 紛争解決

c. フィリピン側は、フィリピン経済の現状に対して適切な配慮がなされるべきである旨主張すると共に、統計上の目的に限り両国政府が投資に関する情報を要求する権利を求めた。

- d. 潜在的投資先である域内近隣諸国のなかで、フィリピンが優位性を得るために、日本のビジネス界からの出席者は、ルールや法令に関する透明性の向上、及び、投資の保護や自由化の強化が重要であることを強調した。
- e. 両国は、パフォーマンス要求禁止の一部分や、最恵国待遇に関する条件などの点に関しては、異なる見解を持っており、今後引き続き議論することで見解を共有した。

8. 自然人の移動

- a. 合同調整チームは、自然人の移動が JPEPA の最も重要な問題の一つであるとの共通の理解を共有した。
- b. フィリピン側は、日本における人口の高齢化の結果として、保健医療労働者がさらに必要とされるかもしれず、また情報技術分野においては、日本において情報技術の専門家や技術者が必要とされるであろうとして、特に保健医療サービス分野において、日本の労働市場をフィリピン人労働者に開放することに強い関心を表明した。
- c. 日本側は、日本の保健医療専門職には、医療上の知識及び技術とともに日本語によるコミュニケーションの能力が不可欠であり、従って、保健医療専門職として日本で就労するためには、日本の国家資格取得が日本人のみならず外国人にとっても最低条件であることを説明した。日本側は、保健医療専門職については、国内労働市場への影響を十分考慮すべきであることも強調した。
- d. フィリピン側は、日本側の要求に基づき、看護師及び他の労働者の募集に関する他国との協定の写し、海外へ派遣した看護師及び介護労働者に関するデータ、海外への労働者の派遣に関する手続及び指針並びに介護労働者のための研修規則を日本側に提供した。フィリピン側は、フィリピンの看護教育の教育課程並びに二国間の看護教育及び養成の比較も日本側に提供した。
- e. 他方、フィリピン側は、日本経済が必要とする人材に関する情報を要求した。日本側は、厳しい雇用情勢の下で特定分野における外国人労働者の必要性を明らかにすることは困難である旨回答するとともに、専門的、技術的分野の外国人労働者については積極的に受け入れることとしている日本政府の方針を説明した。
- f. フィリピン側は、以下について協力可能な分野を探った。

国際研修協力機構(JITCO)の現在の事業範囲を補助的な保健医療サービスに拡大すること

情報処理技術者試験(JITSE)合格率を改善するための技術援助

技術交流のあらゆる可能性を探求すること

- g. フィリピン側は、フィリピン人による日本の査証申請を円滑化するように日本側に要求した。日本側は、不法入国者の流入及び不法残留者を防止する必要性に注意を保つ一方、その点に留意すると説明した。
- h. フィリピン側は、フィリピン人のサービス提供者が日本で就労するための就労ビザの取得が困難であることに関心を表明した。現在の日本の法律は、限定された分野について外国人技能労働者を受け入れている。フィリピン側は、これらの条件の緩和を要求した。
- i. 合同調整チームは、JPEPAを議論する過程が、労働許可及びビザ発給の円滑化を考慮する上で友好的かつ協力的な環境をもたらすのに役立ったと認識した。両国は、将来これらの問題を継続して取り扱う。

9. 知的財産権

- a. 合同調整チームは、知識に立脚した経済における経済競争力の強化に欠かせない要素としての知的財産の重要性及びかかる新たな環境における知的財産保護の重要性が増大していることを認識した。したがって、日本とフィリピンはその知的財産制度の改善を実現するために必要な任務を遂行する。
- b. 知的財産保護のレベルアップを図る観点から、双方は知的財産保護に関する各種国際条約、特に国際特許分類に関するストラスブール協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書、商標法条約、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に加盟することの重要性を引き続き考慮していく。
- c. 合同調整チームは、その知的財産制度の利用者が有する関心を認識し、さらに、双方の知的財産制度を考慮に入れつつ、同利用者の負担削減、審査迅速化に向けた適切な対策及び関連部署によって法規則、公報、判決又は行政決定及び統計といった知的財産関連の文書をどのような形式であれ一般公開する事の必要性を検討した。
- d. 合同調整チームは、双方の知的財産分野における共通の認識を共有することを目的として、双方から提出された要望事項リストに関する意見交換を実施した。

- e. 日本側は、自らに課せられた国際義務に則った知的財産関連の法規則執行に関するフィリピン側の継続的な取組みとその進捗に謝意を表した。さらに、日本側はこの分野では更なる進展を期待する旨表明した。
- f. また日本側は、フィリピン側の商標審査基準の様な知的財産関連ガイドライン作成に対する継続的な努力に関しても謝意を表明した。日本側はこの分野でも更なる進展を期待する旨表明した。
- g. フィリピン側は日本に対しUPOV条約加盟を検討中であることを伝えた。協力分野については、日本側は育成者権を含むことを示唆した。フィリピン側は育成者権と農民の権利をバランスさせるために農民の権利も含めることを示唆し、小農を保護するフィリピンの植物品種保護法を考慮することが重要であることを強調した。日本側は農民の権利はUPOV条約と整合的であるべきことを強調した。

10. 政府調達

- a. 合同調整チームは、日本とフィリピンの経済連携協定における政府調達についての適当な枠組みを探求するために、政府調達に関する様々な事項について協議した。
- b. フィリピン側は、日本側に対して、情報交換やキャパシティ・ビルディングのための日本からフィリピンへの技術協力を含む政府調達について取りあえずの提案を提示した。
- c. これに対して、日本側は、透明性、金額に見合う価値、公正な取引を創出する日本とフィリピンの間の理想的な枠組みとして、WTO政府調達協定の様々な要素を盛り込んだコンセプト・ペーパーをフィリピン側に提供した。
- d. フィリピン側よりは、コンセプト・ペーパーに対する暫定的なコメント、とりわけ、コンセプト・ペーパーの幾つかの点とフィリピンの法令においてこれに対応する規定との関係についてのコメントが提供された。日・フィリピン双方は両国の国内体制と枠組みを調和させることを念頭に対話を継続することの重要性を共有した。

11. 競争政策

- a. 合同調整チームは、両国の競争法及び競争政策の発展が異なるレベルにあることを認識した。フィリピンは、本章の内容及び条文案はこの相違を考慮し、他のFTAをモデルとし

て使うべきではないと提案した。

- b. フィリピン国側においては、競争に関連する法律を制定・実施する大規模な改革への取組が行われている。現在、フィリピンは、競争政策の良い効果のより良い理解を提供すること、競争法制への政治的支援を活性化させること、競争法に関する技術的及び法的専門知識を向上させること、競争政策に関する斉一的取組及び中心的な競争当局に関する合意形成、司法部門における競争政策の経験及び知識の蓄積、について働きかけを行っている。
- c. フィリピンにおいては、実際は競争政策に関連する規定が様々な法令に散見される。しかしながら、これらの規定が概念的に見出されたとしても、統一的な法律としてまとめられない限り、これらの規定の監督及び執行は困難であり続ける。
- d. 日本側は、競争の章の序文において、JPEPAによる「貿易投資の自由化」から両国にもたらされる利益が反競争的行為によって侵害されないようにすることを確保(実現)するためとの目的を記述することを提案した。これに対し、フィリピン側は「貿易投資の自由化」に言及することに強い留保の意を示した。
- e. 日本側は、フィリピンが競争政策を策定・実施する準備及び、競争法の唱導及び教育的連動を支援する前向きな意思を表明した。
- f. 合同調整チームは、競争政策の状況及び両政府の興味・関心に対応していくための方策に関する意見交換を継続していく必要性を認識した。

12. 金融サービス協力

- a. 合同調整チームは、金融サービス分野における協力は、二国間及び地域間の2面を持つことを認識した。
- b. フィリピン中央銀行は、金融サービス協力を両国間の懸念や問題に限定するべきとの立場を繰り返し述べた。又、同行は、ある種の情報に関しては、秘匿性を維持する必要性について強調した。更に、同行は、金融市場における革新を促進する中で、銀行システムの健全性と安定性を維持する必要性についても強調した。
- c. 日本は、JPEPAは、結果的には、全アジア地域に影響を及ぼすものであり、フィリピンに対して、その立場を考え直すように促した。

- d. 金融市場における革新を促進する中で、銀行システムの健全性と安定性を維持するとのフィリピン中央銀行の提案につき、日本は原則として受け入れ可能であるとしつつも、適当な文書の作成については、金融専門家に委ねるとした。
- d. 合同調整チームは、今後も議論を続けていき、技術支援や協力可能な分野について、更に模索していく。

13. 情報通信技術

- a. 情報通信技術の発展により、経済活動の構造変化がもたらされるとともに、新たなビジネス形態や両国間の協力の場が提供された。こうした展開は、経済における新しい機会をさらなる資本価値として蓄積することに資するであろう。
- b. これらの議論の後、合同調整チームは、両国経済の競争力を強化するために、JPEPAの枠組みにおいて、そのような協力と協調が必要であると認識した。
- c. このような理解のもと、合同調整チームは、ブロードバンド・プラットフォームのデジタル・コンテンツの普及を促進するといったような将来的な協力について議論し検討した。すなわちアジアにおいてブロードバンド・ネットワークを発展させ、電子貿易、特に法的政策的枠組みの開発を促進するというようなことである。合同調整チームの参加者は広大な情報通信技術分野における技術協力の必要性についても意見交換を行った。

14. エネルギー

- a. 両国政府は、経済・社会・環境開発におけるエネルギーの役割について認識した。
- b. 合同調整チームは、エネルギーにおけるエネルギーインフラに係る貿易投資問題、キャパシティ・ビルディング、技術移転、専門家派遣、政策対話及び民間部門並びに国際分野における協力の促進等、既存の協力を継続・強化していくことの必要性を注視した。
- c. 合同調整チームは、両国にとって互恵的な分野において、引き続き既存の協力を実施し、新たなイニシアティブを開拓し、共に努力していく。

15. 科学技術

- a. 双方は、中長期的な経済の拡大のために、科学技術がより大きな重要性を担っていくという認識で一致した。科学的・技術的革新が、知識集約型経済における比較優位を決定づける主要な要素の一つとなる。日本はそのような技術を効果的に発展させ、繁栄のために役立てることに成功している。
- b. フィリピンもまた、科学技術の発展により得られる利益を最大限に利用し、国家の繁栄と福祉のために活用する決意を有している。このような取り組みの中で、同国はその発展状況にふさわしい形で、地域における科学技術の発展を促進するための中核かつ原動力となる潜在能力を高めるべく努力している。

16. 人材育成

- a. 人材育成は、発展途上国が迅速かつ持続可能な成長を達成するために不可欠であり鍵となる要素であると考えられている。フィリピンは、人材育成の強化を通じて、開発の後れている地域を開発する努力を強化している。
- b. 知識経済において鍵となる競争優位を主に決定するのが人間の知識や技能である。最も重要なことは、経済的必要に適應するために必要な知識と技能を備えるため児童を教育することや成人の訓練および再訓練を行うことにある。彼らの創造性を養うことは、両国の競争力獲得のみならず、両国の社会を豊かにすることに資するものである。
- c. 人材育成に関する専門家会合は、フィリピンにおける日本語教育の強化が非常に重要であることを認めた。人々が快く一つの言語で会話しない限り、経済的な協力に従事することは困難である。この経済的な協力強化の重要な必要性を認識しつつ、フィリピン人に対する日本語教育の研修および普及を通して多大な努力が必要である。日本からの技術協力の可能性のために、既に比によってプロポーザルが作成されている。
- d. 人材育成における協力はまた、学界および研究機関の人材交流および協力を含むべきである。人材交流については、日本側は政府が実施している留学生受入れ10万人計画を説明した。右計画のもと、2002年に、日本に約480人のフィリピン人学生が留学し、フィリピンでもまた日本政府の奨学金により12人の日本人学生を受け入れた。
- e. フィリピン側はまた、日本における民間企業における実習及びOJT訓練を含む研修およびインターンシップについての関心を表明した。

17. 貿易投資促進

- a. 合同調整チームは、貿易投資を促進する意識的ないくつかのステップが、二国間経済連携の構築の枠組みに含められるべきであると認識した。二国間においては、貿易フェア、貿易投資ミッション、セミナーの実施及び専門家の派遣並びに新たに制定された法律・規則の優先的情報提供等、既に様々な取り組みが講じられている。
- b. フィリピン側は、特に、最近の日本政府によるフィリピンでの起業を目指す潜在的日本企業の支援を目的としたビジネス・サポート・センターの設立を評価した。
- c. 合同調整チームは、日本市場の独特さを考慮する緻密さが必要であると同時に、貿易投資振興を合同で行う仕組みが含められるべきであると認識した。
- d. 日本は、ビジネス環境上の問題を解決に導く新しいメカニズム乃至はモニタリング委員会の設立を提案し、日本側よりインフラ不足、労働争議、治安、環境及び付加価値税還付の遅延に係る問題が提起された。
- e. フィリピン側は、日本側の提案を歓迎した。

18. 中小企業協力

- a. 中小企業は、各国経済において中心的な役割を演じてきた。日本においては、中小企業は、全企業の 99.7%、雇用者の 70%、製造業の付加価値額の 42%以上を占めている。フィリピンにおいても、中小企業は経済の中で主要な役割を担っており、登録企業の 99.6%、雇用者の 70%、総付加価値額の 32%を占めている。
- b. 他方、大企業と比較し、中小企業は、市場、技術、及び人的・金融資源へのアクセスに弱点があり、アジア金融危機においてもその脆弱性を露呈した。
- c. かかる観点から、タスクフォースは、中小企業振興に向けた協力分野は多岐にわたること、また、かような協調と連携を促進するための両国の共同の努力は、日比経済連携協定の枠組みにおいて極めて適切であることを認識した。
- d. フィリピン側は、日本における中小企業セクターの進歩性を踏まえ、以下についての支援を要請した。
 - i. 実習制度、招聘事業、専門家派遣、技術向上のための支援・機材供与を通じた、起業家及び関連組織のキャパシティ・ビルディング

- ii. 中小企業向けのIT関連サービスの開発(中小企業データベース運用、中小企業登記システム、クレジット・スコアリング等を含む)
 - iii. ビジネス面での協力・連携の促進を視野に入れた、日本企業によるフィリピン中小企業への投資及びフィリピン企業による日本の中小企業への投資の円滑化
 - iv. 中小企業向けの金融及び非金融支援機関の強化または整備
- e. 日本側は、関連機関を含めて双方が共同の利益のために継続的に努力していくことが重要であり、またこれまでの協力をより良いものにしていくためにさらに意見の交換を行っていく用意があることを表明した。

19. 放送

両国は、次回、放送に関する協力について更に議論することで意見の一致をみた。フィリピン側はプログラミングとコンテンツ・アプリケーションに関する情報の提供を依頼した。

20. 観光

- a. フィリピンと日本は、双方の経済成長を推進する観光の重要性を強調した。両国はまた、外国との交流や投資のみならず、より多くの仕事や収入を創出するため、外国人の訪問や旅行を増大することの必要性を支持した。
- b. 日本はフィリピンにとって主要な観光資源である。過去5年間、日本からの訪問者は海外からの訪問者全体の18%から20%にのぼった。しかしながら、フィリピンにとっては、日本のマーケットの需要に対応し、フィリピンの観光の第一線で従事する人に日本文化を理解し、日本語を話す能力を向上させる必要がある。
- c. 日本からフィリピンへの旅行者数はおよそ34万人でフィリピンにおける外国人マーケットの第2位にランクしているが、フィリピンから日本への旅行者数はおよそ13万人で、日本における外国人旅行者のマーケットの第9位である。この観光客数の不均衡を是正するため、双方向の対策が緊急に必要とされている。そのため、日本側は外国から日本への観光を促進するため、相手国における観光促進キャンペーンへの相互の協力を求めることを希望した。
- d. 両国は合同マーケティングやプロモーション、専門家の交流、(日本語の研修計画を含む)キャパシティ・ビルディング、投資など、提案された協力の分野について意見交換を行った。合同調整チームは、前述の分野の協力はJICAやASEANセンターやJETROなど

の既存の組織を活用する可能性に留意した。

- e. 両国はまた、運輸や(日本を訪問するフィリピン人に対する)ビザの発給の緩和など、観光に影響を与える様々な問題について意見を交換した。

2.1. 紛争の回避及び処理

- a. JPEPAの解釈及び適用に関し、意見の相違が発生しうる。合同調整チームは、将来の適用において、それらの相違が紛争となる前に、両者が相違を狭める努力をすることが適当であると思料する。
- b. 合同調整チームは、WTOの紛争の解決手続きとは別に、JPEPAが協議手続き及び、協議が意見の相違を解決出来ない場合には、紛争の解決手続きを備えているべきであると認識した。この二層の手法は、両者が紛争を早期に発見し秩序に従い解決するために最大限努力することを助け、JPEPAの友好的な運用に寄与しうる。

2.2. ビジネス環境整備

- a. 日本側の提案を受けビジネス環境整備が検討されている。
- b. 同提案は、フィリピン及び日本の双方におけるビジネス活動の円滑化及び拡大化を図るため、将来において様々な問題を提起可能とするとの認識を基礎としている。これらの問題は、必ずしも二国間経済連携協定に規定された法的拘束力のある約束の対象となるわけではない。双方のビジネス分野の利益を考慮し、JPEPAの枠組みの下で取り組みがなされることは価値がある。
- c. 日本側は、日本の経済界の要求に基づき、問題を検討するために、次の事項を示した。
 - . 透明性で安定したシステム及び規制適用の確保
 - . ビジネス活動に係る諸手続きの簡素化、及び
 - . 魅力的なビジネス組織の創設
- d. これらの事項に取り組むために、日本側は、更にJPEPAにビジネス環境整備の要素を含めることを提案した。フィリピン側は、双方の経済界が抱える様々な問題の解決策を議論する「初期支援窓口」のような機能を持つ委員会の設置の可能性の提案によって応答した。

- e. 日本側は、当該委員会は、省庁横断的なメンバーを含むべきであると指摘し、フィリピン側は貿易産業省が議長を務めるべきであると求めた。

- f. フィリピン側は、日本側の提案を評価するとともに、ビジネス環境を向上させることが常にフィリピン政府の政策であると強調した。このように、日本側の提案を歓迎する一方で、ビジネス環境の向上に係る既存の努力と重複しないよう注意すべきである。しかしながら、日本及びフィリピン双方へのJPEPAの重要性を考慮し、かかる仕組みは十分に検討する価値がある。

(了)

(添付)

対フィリピン輸出入額の推移

(単位: 億円)

年	輸出			輸入			貿易収支	
	対世界	対フィリピン	比率	対世界	対フィリピン	比率	対世界	対フィリピン
1990	414,569	3,630	0.9%	338,552	3,125	0.9%	76,017	505
(増加率)	9.6%	10.6%		16.8%	10.6%			
1991	423,599	3,579	0.8%	319,002	3,172	1.0%	104,597	407
(増加率)	2.2%	1.4%		5.8%	1.5%			
1992	430,123	4,451	1.0%	295,274	2,961	1.0%	134,849	1,490
(増加率)	1.5%	24.4%		7.4%	6.6%			
1993	402,024	5,361	1.3%	268,264	2,646	1.0%	133,761	2,715
(増加率)	6.5%	20.4%		9.1%	10.6%			
1994	404,976	6,036	1.5%	281,043	2,713	1.0%	123,932	3,324
(増加率)	0.7%	12.6%		4.8%	2.5%			
1995	415,309	6,674	1.6%	315,488	3,263	1.0%	99,821	3,411
(増加率)	2.6%	10.6%		12.3%	20.3%			
1996	447,313	9,147	2.0%	379,934	4,920	1.3%	67,379	4,227
(増加率)	7.7%	37.1%		20.4%	50.8%			
1997	509,380	10,513	2.1%	409,562	6,065	1.5%	99,818	4,448
(増加率)	13.9%	14.9%		7.8%	23.3%			
1998	506,450	9,482	1.9%	366,536	5,788	1.6%	139,914	3,694
(増加率)	0.6%	9.8%		10.5%	4.6%			
1999	475,476	9,969	2.1%	352,680	6,034	1.7%	122,795	3,934
(増加率)	6.1%	5.1%		3.8%	4.3%			
2000	516,542	11,057	2.1%	409,384	7,762	1.9%	107,158	3,294
(増加率)	8.6%	10.9%		16.1%	28.6%			
2001	489,792	9,953	2.0%	424,155	7,789	1.8%	65,637	2,164
(増加率)	5.2%	10.0%		3.6%	0.3%			
2002	521,090	10,577	2.0%	422,275	8,180	1.9%	98,814	2,397
(増加率)	6.4%	6.3%		0.4%	5.0%			

出所) 財務省貿易統計

フィリピンへの輸出実績上位50品目(2002年)

(単位:千円)

HS	品名	関税率(フィリピン)	輸出額(千円)	総輸出額に占める割合	往復貿易額に占める割合
847330000	コンピュータの部分品及び付属品	Free	110,603,489	11.3%	6.2%
854221390	モリシックIC(その他のモス型、実装)	Free	49,409,437	5.0%	2.8%
854290000	ICの部分品	Free	44,164,790	4.5%	2.5%
854229100	モリシックIC(非モス型、非実装)	Free	39,213,252	4.0%	2.2%
853400000	印刷回路	Free	28,316,087	2.9%	1.6%
852320900	磁気ディスク	Free 又は 7%	19,802,057	2.0%	1.1%
847989900	その他の機械類	Free 又は 1%	15,638,401	1.6%	0.9%
854229900	モリシックIC(非モス型、実装)	Free	14,088,909	1.4%	0.8%
870899900	自動車部品	3 又は 10%	13,508,186	1.4%	0.8%
854221310	MPU(モス型)	Free	12,995,590	1.3%	0.7%
852990900	通信機器の部分品	Free 又は 1%	10,826,662	1.1%	0.6%
690919000	陶磁製品	1%	10,373,547	1.1%	0.6%
870333100	乗用車(2500cc超、ノックダウン)	30%	9,425,649	1.0%	0.5%
847170500	光ディスク装置	Free	8,290,734	0.8%	0.5%
900691900	カメラの部分品	3%	7,898,678	0.8%	0.4%
853690210	コネクタ(1000v以下)	Free	7,514,624	0.8%	0.4%
901380000	液晶デバイス等光学機器	3%	7,244,365	0.7%	0.4%
853890900	電気回路接続用機器部品	Free 又は 1%	7,208,251	0.7%	0.4%
721012900	フラットロール製品	Free	7,152,329	0.7%	0.4%
853690290	電気回路接続用機器(1000v以下)	Free 又は 1%	6,836,657	0.7%	0.4%
850780200	リチウムイオン電池	5%	6,759,521	0.7%	0.4%
854140910	発光ダイオード	Free	6,647,187	0.7%	0.4%
850511000	金属製永久磁石	1%	6,532,423	0.7%	0.4%
850300000	電動機及び発動機部品	1%	6,252,029	0.6%	0.4%
853290000	コンデンサー部品	Free	6,156,639	0.6%	0.3%
847990000	機械類部品	Free 又は 1%	6,052,711	0.6%	0.3%
871120100	モーターサイクル(50CC以上250CC以下、ノックダウン)	30%	5,560,905	0.6%	0.3%
900190000	その他の光学用品	3%	5,410,265	0.6%	0.3%
903180190	その他の測定用電気式機器	3%	5,354,094	0.5%	0.3%
854720000	プラスチック製電気絶縁物品	7%	5,173,378	0.5%	0.3%
901390000	液晶デバイス部品	3%	5,114,935	0.5%	0.3%
854221190	その他のモリシックIC(モス型、非実装)	Free	5,012,886	0.5%	0.3%
854221320	MCU(マイクロコントローラ)	Free	5,004,724	0.5%	0.3%
840991100	車両用エンジン部品	1%	4,975,959	0.5%	0.3%
870829000	ブレーキ、サーボブレーキ及びこれらの部品	3 又は 10%	4,973,863	0.5%	0.3%
840820000	車両用エンジン	3 又は 10%	4,973,619	0.5%	0.3%
853224000	セラミックコンデンサー(多層)	Free	4,631,292	0.5%	0.3%
382490000	その他の化学品	3%	4,524,373	0.5%	0.3%
392690000	その他のプラスチック製品	1又は3 又は 5 又は 15%	4,308,259	0.4%	0.2%
290321000	塩化ビニール	Free	4,203,831	0.4%	0.2%
840734900	その他のエンジン(1000CC超)	3 又は 10%	4,178,854	0.4%	0.2%
854221410	その他のモリシックIC(非モス型、非実装)	Free	4,153,970	0.4%	0.2%
854221230	ROM(読み出し専用メモリー)	Free	4,083,803	0.4%	0.2%
852290900	音声再生機器等部品	Free 又は 3 又は 7%	3,907,600	0.4%	0.2%
870323100	乗用車(1500cc~3000cc、ノックダウン)	30%	3,875,224	0.4%	0.2%
848071000	成型用の型	Free 又は 1%	3,813,965	0.4%	0.2%
841199000	その他のガスタービン	3%	3,764,202	0.4%	0.2%
870840000	ギヤボックス	3 又は 10%	3,649,945	0.4%	0.2%
854140990	その他の光電性半導体デバイス(実装)	Free	3,634,312	0.4%	0.2%
390730000	エポキシ樹脂	3 又は 7%	3,567,620	0.4%	0.2%
	総輸出額(但し00類を含まない)		981,044,750	100.0%	55.3%

フィリピンからの輸入実績上位50品目(2002年)

(単位:千円)

HS	品名	特惠税率	実行税率	WTO譲許税率	輸入額(千円)	総輸入額に占める割合	往復貿易額に占める割合
847170030	磁気ディスク装置		Free	Free	82,517,714	10.4%	4.7%
854221031	MPU(マイクロプロセッサ)		Free	Free	76,297,373	9.6%	4.3%
080300100	バナナ(生鮮)	10%(4/1~9/30)又は20%(10/1~3/31)	20%(4/1~9/30)又は25%(10/1~3/31)	20%(4/1~9/30)又は25%(10/1~3/31)	51,370,845	6.5%	2.9%
847330010	パソコン等の部分品		Free	Free	47,863,870	6.0%	2.7%
854430010	自動車用の配線セット		Free	Free	31,973,438	4.0%	1.8%
854229090	その他のモリシック集積回路(実装しているもの)		Free	Free	30,858,765	3.9%	1.7%
847130000	ノート型パソコン等		Free	Free	26,640,745	3.4%	1.5%
854221033	MPR(マイクロプリンタ)		Free	Free	16,929,449	2.1%	1.0%
847160091	入力装置及び出力装置(印刷装置)		Free	Free	16,560,302	2.1%	0.9%
260112000	凝結させた鉄鉱		Free	Free	15,289,690	1.9%	0.9%
851750000	その他の有線通信機器		Free	Free	13,086,669	1.7%	0.7%
847160010	入力装置及び出力装置(液晶式表示装置)		Free	Free	10,990,885	1.4%	0.6%
854389000	その他の電気機器部品		Free	Free	10,873,014	1.4%	0.6%
030613000	えび(冷凍)		1.0%	1.0%	10,330,362	1.3%	0.6%
854221039	その他のモリシックデジタル集積回路(実装しているもの)		Free	Free	10,203,976	1.3%	0.6%
854221023	ROM(読み出し専用メモリー)		Free	Free	9,787,919	1.2%	0.6%
852721000	自動車用ラジオ受信機(音声再生装置等と結合してあるもの)		Free	Free	9,351,187	1.2%	0.5%
847170050	光ディスク装置		Free	Free	8,862,705	1.1%	0.5%
850440090	スタティックコンバーター(整流機器を除く)		Free	Free	8,305,485	1.0%	0.5%
901380000	液晶デバイス等の光学機器		Free	Free	7,976,972	1.0%	0.4%
441890229	その他の建築用木工品		3.9%	3.9%	7,626,250	1.0%	0.4%
851999000	その他の音声再生機		Free	Free	7,465,591	0.9%	0.4%
080430010	パイナップル(生鮮)		17%	17%	7,448,066	0.9%	0.4%
851790010	有線通信機器部品		Free	Free	7,409,900	0.9%	0.4%
853400000	印刷回路		Free	Free	6,408,954	0.8%	0.4%
852990000	その他の送信機器部品等		Free	Free	5,336,479	0.7%	0.3%
850131000	その他の直流電動機(750ワット以下)		Free	Free	4,997,068	0.6%	0.3%
854110090	ダイオード(100ミリアンペア以上)		Free	Free	4,863,725	0.6%	0.3%
870829000	自動車車体のその他の部品		Free	Free	4,580,095	0.6%	0.3%
271011181	その他の揮発油		9円/kl		4,544,613	0.6%	0.3%
870899090	その他の自動車部品		Free	Free	4,345,697	0.5%	0.2%
853221000	タンタルコンデンサー		Free	Free	4,226,282	0.5%	0.2%
260400000	ニッケル鉱(精鉱を含む)		Free	Free	4,106,299	0.5%	0.2%
852540000	スチルビデオカメラ		Free	Free	3,863,001	0.5%	0.2%
730890010	その他の構造物及びその部品		Free	Free	3,764,900	0.5%	0.2%
260300000	銅鉱(精鉱を含む)		Free	Free	3,748,091	0.5%	0.2%
853690000	その他の電気回路機器		Free	Free	3,470,491	0.4%	0.2%
847180000	自動デジタル処理機械のユニット		Free	Free	3,024,406	0.4%	0.2%
852290000	その他の音声再生機部品		Free	Free	2,645,150	0.3%	0.1%
620311200	羊毛製男子スーツ(非毛皮)	-	10.1%	10.1%	2,573,943	0.3%	0.1%
850450000	その他のインダクター		Free	Free	2,490,684	0.3%	0.1%
854221049	その他のモリシックIC(非モス型、実装)		Free	Free	2,412,266	0.3%	0.1%
392321000	プラスチック製袋(エチレンの重合体製)	Free	3.9%	3.9%	2,351,581	0.3%	0.1%
151319000	その他のやし油		4.5%又は5円/kgのうちいずれか高い税率	4.5%又は5円/kgのうちいずれか高い税率	2,338,714	0.3%	0.1%
854121010	シリコンランジスタ		Free	Free	2,301,196	0.3%	0.1%
847340000	その他の事務用機器の部品		Free	Free	2,145,221	0.3%	0.1%
854140010	発光ダイオード		Free	Free	2,110,557	0.3%	0.1%
441810000	木製窓(枠)		Free	Free	2,089,871	0.3%	0.1%
853321000	その他の固定式抵抗器(20ワット以下)		Free	Free	2,045,266	0.3%	0.1%
620342200	男子用綿製ズボン等(非毛皮)	-	10.1%	10.1%	2,007,785	0.3%	0.1%
	総輸入額(但し00類(機用品)を含まない)				791,795,018	100.0%	44.7%